

隣の空き家にできた スズメバチの巣を駆除できますか？



相談者の気持ち

空き家状態の隣家に大きなスズメバチの巣ができました。隣家の所有者は分かりません。役所に相談しましたが、小学校の通学路に面しており心配なので自分で駆除業者に依頼してもよいですか。費用は誰が負担するべきでしょうか？

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省（現経済産業省）などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



スズメバチは野生の生物ですので、誰でも駆除できるようにも思われるかもしれませんが、建物にできたスズメバチの巣は建物と一体化していますので、第三者が勝手に巣を除去することはできません。

このような場合、建物自体が周囲に危険を及ぼしているとして建物の所有者又は占有者は土地工作物管理責任（民法717条1項）に基づき、損害賠償責任を負うとともに、危険が及ぶ近隣の人々は危険の除去すなわち巣の除去を求めることができます。

しかし、ご質問の場合、隣家の所有者が分からないということですし、空き家状態で占有者も存在しないので、長期にわたり放置されているものとして、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、空家法）を活用することが考えられます。

空家法では、「そのまま放置すれば……著しく衛生上有害となるおそれのある状態」（同法2条2項）の空き家を「特定空家」として地方公共団体の長（以下、市町村長等）が立入調査（同法9条）、所有者に対する助言（同法12条）、指導（同法13条1項）、勧告（同法13条2項）をできることとなっています。

また、市町村長等には空家等の所有者等に関

する課税情報等を利用（同法10条）することが認められており、所有者が不明である場合の所有者の探索に役立てることが出来ます。

そこで、その建物の所在する市町村長等に対して、特定空家に該当する建物が存在し、近隣の住民や通学する児童生徒が危険にさらされているとして、行政による所有者の調査や助言、指導、勧告をするように求めることが考えられます。

これは単なる「相談」と異なり、将来、行政の対応を求めるための第一歩になる働きかけですので、文書による申入れのかたちを取るようすべきであり、また、できるだけ地域の多数の住民の連名ですることが望ましいといえます。

自分で駆除業者に頼んだ場合、駆除業者との契約は相談者がすることになりますので、駆除業者への支払いは相談者がしなければなりません。その後に所有者に支払いを請求することができかどうかについては、緊急事務管理による費用償還請求（民法698条、702条1項）が可能かどうかの問題となります。行政の調査により所有者が判明したとしても、所有者の意思に反していたかどうかや緊急性があったかをめぐって、事後的に所有者との紛争に発展する可能性も少なからず考えられますので、できる限り避けるようにすべきです。